

柳津町子育て短期支援事業

保護者の就労や育児疲れ、疾病等により家庭でお子さんの養育が一時的に困難になった場合などに一定期間お子さんをお預かりします。



【利用できる方】

柳津町に在住の18歳未満のお子さんの保護者の方が、下記のいずれかに該当する場合。

- 児童の保護者の疾病。
- 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安などの身体上又は精神上的の理由
- 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育以上の理由。
- 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加など。
- その他、柳津町長が必要と認めた場合。



【実施施設】母子生活支援施設 はる

(会津若松市一箕町大字亀賀字藤原二丁目22番地16)

【利用手続き】 利用には、事前の申請が必要です。

ご利用を希望される方は、住民福祉係の窓口までご相談ください。
申請書および必要書類を添えて町に提出してください。書類を確認し、町より、委託施設に空き状況を確認し、利用決定通知書を交付します。
利用期間は7日以内です。



【利用料金】 1日当たり1人当たりの利用料

| 区 分 | 利用対象者 | 利用料 |
|-------------------------------------|-------|--------|
| 生活保護世帯、ひとり親家庭等で町民税非課税世帯 | 児童 | 0円 |
| 町民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く）、ひとり親家庭等で町民税課税世帯 | 児童 | 900円 |
| その他の世帯 | 児童 | 2,200円 |

※利用料は、利用当日までに利用施設にお支払いください。

利用期間中の食費、おむつ代等の実費は、利用者の負担となります。

【注意事項】

- 利用時のお子さんの健康状態によっては、お預かりできない場合があります。
- 直接個人で施設への申し込みできません。

問い合わせ先 柳津町役場 住民福祉係 ☎ 42-2118